

# 四国地区不動産公正取引協議会

## 2025年度 事業計画

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

我が国の経済は、コロナ禍以降の本格的な経済活動再開による消費回復、設備投資の伸長、インバウンド需要の復活拡大などを背景に全体的には回復基調にあるが、物価高騰の影響で消費者の節約志向が強まっている。

2025年は日本経済が新たな成長の局面に入る重要な年と言われ、企業や個人にとっても経済の変化をとらえた柔軟な対応が求められる。

このような中、当協議会はこれまで以上に、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争秩序を確保するため「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の公正・中立な運用機関として不動産広告の適正化を図らなければならない。

特にインターネットによる「おとり広告」については、監視を強化するとともに、違反業者に対しては公益社団法人首都圏公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」との連携を密にして適正に対処する。

また、SNSなどインターネット広告の多様化に対応した広告規制のあり方について、不動産公正取引協議会連合会及び各地区協議会と連携しながら調査研究、協議を行っていく。

そうした点を踏まえ令和7年度の事業計画を次のとおり策定した。

### 1 公正競争規約の周知と研修実施

各支部で実施する研修会等を通じ、会員業者及び広告代理店等に対し、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等の周知徹底を図り、違反広告の未然防止と一般消費者の被害防止に努める。

また、協議会役職員に対して研修を実施するとともに、所属団体である各支部においては会員に向けて情報発信する他、各種会合の機会を利用して規約の周知を行う。

### 2 賛助会員の加入促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

### 3 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

#### 4 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

#### 5 おとり広告の監視と措置の強化

インターネットでの成約物件の消し忘れ等による「おとり広告」が増加傾向にあることから、これらの広告が発生しないよう注意喚起を行う。

また、当協議会が「おとり広告」や重大な不当表示により帥を講じた会員業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバーである不動産情報サイト運営会社と協力・連携し、インターネット広告の適正化に取り組む。